

重要な会計方針及び財務諸表注記

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準
費用進行基準を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
未成受託研究支出金は、個別原価法によっております。貯蔵品は、最終仕入原価法によっております。
3. 減価償却の会計処理方法
 - 1) 有形固定資産の減価償却の方法については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
構築物	5～50年
機械及び装置	4～15年
船舶	4～5年
車両運搬具	5～6年
工具器具備品	3～10年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合退職金要支給額から前期末の自己都合退職金要支給額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。
6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 - 1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の算定方法
近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。
 - 2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成16年3月末利回を参考に1.435%で計算しております。
 - 3) 政府又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成16年3月末利回を参考に1.435%で計算しております。
7. リース取引の処理方法
リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出しが可能な預金からなっております。

9. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

〔重要な会計方針の変更〕

1. 引当外退職給付増加見積額の処理
従来、行政サービス実施コスト計算書上、引当外退職給付増加見積額については、各事業年度末の自己都合退職金要支給額の差額を計上しておりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、事業年度末に在職する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算しております。この結果、前事業年度と同一の基準と比べ、行政サービス実施コストが139,863千円増加しております。
2. 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の処理
従来、行政サービス実施コスト計算書上、無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、行政サービス実施コストに含められておりませんでした。独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用として計上しております。この結果、前事業年度と同一の基準と比べ、行政サービス実施コストが7,739千円増加しております。

〔重要な表示方法の変更〕

従来、建設仮勘定に対応する資産見返負債については区分表示をしておりませんでした。独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、建設仮勘定見返運営費交付金・建設仮勘定見返施設費を区分表示しております。

〔貸借対照表関係〕

1. 運営費交付金から充当される退職手当の見積額 2,283,903千円
2. 長期借入金は、無利子であります。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
- | | |
|----------|-------------|
| 現金及び預金勘定 | 2,338,814千円 |
| 資金期末残高 | 2,338,814千円 |
2. 重要な非資金取引
- | | |
|-----------------------|----------|
| 1) 無償譲与による資産の取得 | 19,728千円 |
| 2) ファイナンス・リースによる資産の取得 | 7,643千円 |
| 3) 固定資産の除却 | 98,476千円 |

〔重要な債務負担行為〕

1. 重要な工事請負契約、物品購入契約等
- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ・ ナノ粒子健康影響実験施設（仮称）小動物ナノ粒子曝露設備工事（その1） | 567,000千円 |
| ・ ナノ粒子健康影響実験施設（仮称）建築工事 | 236,250千円 |
| ・ ナノ粒子健康影響実験施設（仮称）機械設備工事 | 176,400千円 |
| ・ ナノ粒子健康影響実験施設（仮称）小動物ナノ粒子曝露設備工事（その2） | 138,600千円 |
| ・ ナノ粒子健康影響実験施設（仮称）電気設備工事 | 59,850千円 |
| ・ ナノ粒子健康影響実験施設（仮称）機械設備追加工事 | 66,150千円 |
| ・ DNAアナライザー一式 | 45,260千円 |
2. 偶発債務
なし

〔重要な後発事象〕

なし